

令和4年度  
事業計画

社会福祉法人 三宅島あじさいの会

〒100-1212 東京都三宅島三宅村阿古 807 番地 1

T E L : 04994-5-0248 (代表)

F A X : 04994-5-0884

H P : <http://www.ajisainokai.jp/>

メール : [info@ajisainokai.jp](mailto:info@ajisainokai.jp) (代表)



HP QRコード

## 目 次

- ◆ はじめに .....P-1
- ◆ 法人概要 .....P-2
- ◆ 法人組織体制図 .....P-3
- ◆ 理念 ・ 基本方針 ・ 重点目標 .....P-4
- ◆ 部署別 事業目標 .....P-5
- ◆ 種別 事業計画
  - ・ 『法人本部(事務局)』 .....P6-9
  - ・ 『特別養護老人ホーム あじさいの里』 .....P10, 11
  - ・ 『老人デイサービスセンターあじさいの里』 .....P12, 13
  - ・ 『三宅村指定居宅介護支援事業所』 .....P14, 15
  - ・ 『三宅村地域包括支援センター【受託】』 .....P16, 17
- ◆ 資料 .....P18, 19
  - 〈 法人沿革、災害復旧等施設整備等、施設設備概要 など 〉

## ～ はじめに ～

当法人は、平成 5 年（1993）3 月 30 日に設立され、翌年の平成 4 年（1994）4 月 1 日に老人福祉法による特養「あじさいの里」はじめとした社会福祉事業の運営が開始されました。

その後、平成 12 年（2000）4 月に介護保険制度が開始されました。措置制度から「介護や社会的な支援を必要とする人々が自立した日常生活が送れるように、必要なサービスを受けること」を目的とした契約制度へと変わりましたが、その年の平成 12 年の 9 月から平成 19 年 3 月までは噴火災害による島外避難のために休業を余儀なくされました。

平成 17 年の 4 月から事業の一部を三宅村社会福祉会館(旧坪田保育園)で再開し、当法人事業の柱である特養事業の運営を現施設「あじさいの里」で再開したのは、平成 19 年（2007）4 月 1 日です。

三宅村をはじめとした行政・関係各所によるご助力及びに地域住民の方々の多大なるご理解ご協力を頂き、設立から度重なる制度改正・法改正、自然災害等に対応しながら特養施設運営並びに福祉サービス等の提供を行っております。令和 4 年度は、法人設立 30 周年を迎える年であり、施設再開から 15 年目となる年であります。

近々の制度改正や法改正、三宅村福祉施策などに目を向けますと、令和 3 年度施行の介護報酬改正は、次の 5 項目が柱として挙げられています。①感染症や災害への対応力の強化、②地域包括ケアシステムの推進、③自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、④介護人材の確保・介護現場の革新、⑤制度の安定性・持続可能性の確保、となっております。

また、平成 30 年施行社会福祉法改正による社会福祉法人制度の改革では、①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取組を実施する責務などがあげられます。社会福祉法人は、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人であり、制度や既存サービスでは満たされない地域ニーズについても積極的な取り組み（地域における公益的な活動）が強く求められています。

『第 8 期三宅村高齢者保健福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）』に示されている地域の現状や課題では、三宅村の人口推移と予測は平成 17 年では約 3200 人、令和 2 年では約 2400 人、令和 7 年には 2200 人予測となっております。1 人の高齢者を支える生産年齢人口の割合は、東京都全体(2.92 人)、島しょ全体(1.49 人)、三宅村は 0.2 人少ない 1.29 人となっており、本計画では元気な高齢者が高齢者を支える仕組みづくりや限られたマンパワーでどのような事業・サービスが継続できるのかが課題として示されています。

上記の改正や計画策定の背景には、平成 29 年 2 月に厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で示された「『地域共生社会』の実現にむけて（当面の改革工程）」があります。

『地域共生社会』とは、制度や分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体（団体）が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が多様性や多世代間で「丸ごと」つながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会です。

以上を踏まえ、国の方針である〈高齢者が住み慣れた地域で自分らしい人生を全うできる社会〉を目指して、令和 7 年（2025）を目途に整備が進められているのが、『地域包括ケアシステム』となります。当法人は、法人理念である「笑顔が絶えず、安心・安全な生活と相互の信頼」の基、地域になくはない施設と地域に根付いた福祉サービスの提供を目指すとともに、そのサービスを担う法人職員ひとりひとりが自己の強みと組織力を高め、より働きやすくやりのある環境づくりを図るために令和 4 年度事業計画を策定します。

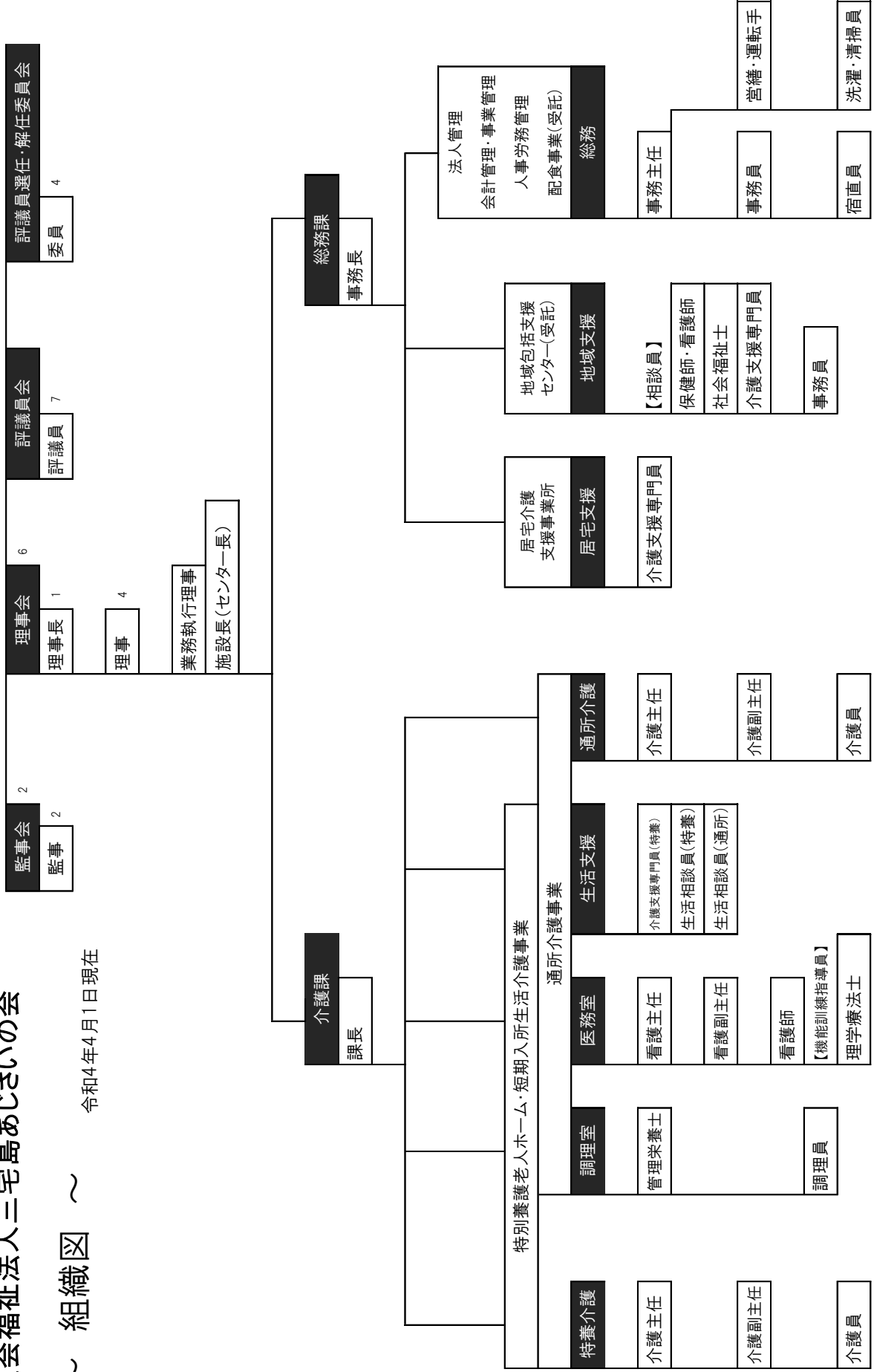
## ～ 法人概要 ～

名 称	社会福祉法人 三宅島あじさいの会
本部所在地	東京都三宅島三宅村阿古807番地1 電話 04994-5-0248 (代表) FAX 04994-5-0884
法人設立	平成5年3月30日
開設年月日	平成6年4月1日 平成12年9月から平成19年3月の間、噴火災害島外避難により休業 平成19年4月1日 あじさいの里 再開
理事長	長谷川 靖子 (令和3年6月19日就任)
職員数	62名 (令和4年3月31日現在)
産業医	箕輪 良行
事業種目	法人事務局 (本部)
	特別養護老人ホームあじさいの里 (介護老人福祉施設・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) 定員 50名 ショート 5名
	老人デイサービスセンターあじさいの里 (通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業) 定員 25名 利用日 月曜日から金曜日 利用時間 午前9時から午後4時まで
	三宅村指定居宅介護支援事業所 (居宅介護支援) 利用日 *1月曜日から土曜日 利用時間 午前8時半から午後5時半 電話 04994-5-0061 ※不在時は、事務局で対応
	三宅村地域包括支援センター【受託】(介護予防支援) 利用日 *2月曜日から土曜日 利用時間 午前8時半から午後5時半 電話 04994-5-1832 ※不在時は、事務局で対応
	地域見守り事業【受託】 事前申請 週1 (月曜) の安否確認及び訪問
	在宅高齢者及び心身障害者等配食サービス事業【受託】 利用日 月曜日から金曜日 昼食のみ 事前申請
	入院患者等配食サービス事業 事前申込 1日3食 ※付き添い者も可
	在宅高齢者おせち配食サービス事業 事前申込 1月1日 昼食のみ
苦情解決責任者	施設長 (センター長・管理者) 吹田 伊都子
苦情受付担当者	生活相談員 津村 真由
衛生管理者	事務主任 佐藤 祐二

# 社会福祉法人三宅島あじさいの会

## ～ 組織図 ～

令和4年4月1日現在



## ～ 理 念 ～

「笑顔が絶えず、安心・安全な生活と相互の信頼」

## ～ 基本方針 ～

- (1) 利用者一人ひとりの「人権と尊厳」を守り、個々の想い・暮らしに寄り添う支援します。
- (2) 常に利用者の立場に立ち、「安らぎ・ふれあい・楽しみ」のあるサービスを提供します。
- (3) 職員一人ひとりが、福祉施設の職員としての自覚を持ち、互いの創造力と向上力を発揮し専門性を高めるとともにチームケア意識の向上と協力体制の強化を図ります。
- (4) 職員がやりがいを感じ明るく楽しく働ける職場環境づくり・組織づくりを目指します。
- (5) 法令を遵守し、公共性・公益性かつ信頼性の高い経営に努め、地域社会に信頼される法人を目指します。

## ～令和4年度 重点目標～

### 1. 利用者サービスの向上

法人が三宅村内で担う福祉(介護)サービスはとても幅広く、そのニーズも多様化しています。自立支援、看取り介護、認知症ケアなど利用者ニーズに法人全体で応えていけるようサービスの質の向上に取り組みます。

ほか、避難訓練等の充実、災害対策強化を進め、安心・安全なサービスの継続を図ります。

### 2. 人材育成(確保)の強化

より良い介護サービスの提供には、職員が福祉職員としての専門性を高めることが重要不可欠です。法人は、職員の資質・技術・自主性の向上となる研修機会の提供や福祉資格取得における支援の充実に努めます。

ほか、OJT教育の構築を図り、未経験者や外国技能実習生等の受入体制を整備します。

### 3. 職場環境改善及び働き方改革の実行

現行業務の見直しを行い、ICT導入検討・実施による業務(事務)負担の軽減に努めます。

ほか、多様化する働き方への理解を深めるとともにチームケア意識を高め、部署別で偏ることのない時間外労働時間や有給休暇取得率を目指します。

### 4. 健全経営の強化

「経営改善計画」(令和元年度策定)による令和3年度末中間報告を基に「中長期経営計画」(5か年)の策定を行います。

引き続き顧問会計(福祉会計サービス)の指導の下、健全な会計業務(事業収益の維持・増収、支出管理)による経営継続を実施します。ほか、計画的な建物修繕・設備更新の作成とその資金確保・実施や、各部署での備品・消耗品の適切管理の徹底、経費削減努力を継続します。

### 5. 地域貢献・地域交流の促進

地域との繋がりを大切に地域行事等へ積極的に参加し、地域貢献を図ります。また、地域活動団体や島内外ボランティアを積極的に受入、利用者とは地域交流の場を深めます。

～ 部署別 目標 ～

部 署	サービス向上に関する目標	業務に関する目標
特養介護	◆ 業務及びサービスの均一化を図ります	◆ 業務マニュアルの作成、見直しを行います
調 理	◆ 適当な分量を守り、提供します（1食の量厳守） ◆ 提供数を確認して調理します（在庫数の不一致をなくす）	◆ 月に一度担当箇所衛生管理を徹底します ◆ 在庫管理（保存日付を確認）し、先入れ、先出しを徹底します
医 務	◆ 業務に専念し、優しい声掛けに努めます	◆ 優先順位を考え、職員間で共有し時間内に業務を終了します
生活支援	◆ 利用者個々のアセスメント及びモニタリングを的確に行い、ニーズを明確化し、利用者満足度（ケアプラン）の充実につなげます	◆ 法改正点等の情報把握し、それに基づいた業務の見直し、改善を行います ◆ 科学的介護推進体制加算（LIFE加算）の取得を目指します
通所介護	◆ 個々のニーズに応え、サービスを提供します	◆ 既存の業務を見直し、業務の効率化、介護職業務の専門性を高めます
居宅支援	◆ 利用者様からの依頼、疑問等迅速に（当日遅くとも翌日）対応できるよう努めます	◆ 新規依頼を断ることないように対応します
地域支援	◆ 地域住民の困りごと相談に対して臨機応変に対応します	◆ 各関係機関と連携、協力を行います
総 務	◆ 処遇改善加算区分Ⅰの取得を目指します	◆ ICT機器（見守り機器やタブレット導入）の活用検討し、業務負担の軽減及び効率化を図ります ◆ 施設設備・車両等の適正管理を行い、計画的更新を行います

## ～ 法人事務局 事業計画 ～

### 1. 理事会・評議員会等の運営

- ・ 理事会の開催（仮）

回	日程	議事
第1回	6月4日（土）14時～	前年度事業報告並びに決算報告、他
第2回	8月20日（土）14時～	月次収支報告、他
第3回	10月22日（土）14時～	月次収支報告、補正予算関係、他
第4回	1月21日（土）14時～	月次収支報告、他
第5回	3月25日（土）14時～	次年度事業計画並びに次年度予算、他

※ その他、必要に応じて開催

- ・ 評議員会の開催（仮）

回	日程	議事
第1回	6月18日（土）11時～	前年度事業報告並びに決算報告、他
第2回	3月25日（土）15時～	次年度事業計画並びに次年度予算、他

※ その他、必要に応じて開催

### 2. 内部規程・人事評価制度の整備 <働き方改革の推進>

- ・ 職員就業規則、職員給与規程の見直し、改正、※処遇改善加算区分Ⅰの取得

### 3. 中長期経営計画の検討・策定 <財政基盤の確保>

- ・ 令和5年度から令和10年度の5か年計画の検討・協議
- ・ 経営基盤の確保、強化、人材定着・育成、職場環境の改善、施設設備品の更新など

### 4. 施設設備等の更新と助成金活用 <安定的なサービス提供の確保>

- ・ 特養機械浴槽、附属設備の更新（乗降式ストレッチャー切替）
- ・ デイ入浴設備の更新（一般浴槽から個浴へ）
- ・ 屋上高架水槽の撤去及び給水ポンプ更新（施設内給水設備の確保）
- ・ 自家発電給電設備の調査・更新（停電時事業継続に必要な非常用電源・給電の確保）
- ・ 福祉車両の更新（中型車車いす対応1台、他2台）
- ・ 見守り強化、記録業務軽減 ICT 機器設置（ルームセンサー、睡眠センサー、タブレットなど）

### 5. 生活困窮者等利用者負担額軽減事業の検討・実施

### 6. 入院患者等配食サービス事業の実施（継続）

### 7. 在宅高齢者おせち配食サービス事業の実施（継続）

### 8. 外国人特定技能実習生等の受入体制の構築 <人材育成の促進>

- ・ 技能実習生の受入準備（業務マニュアルの作成など）、EPA 介護福祉士受入の検討
- ・ 実習指導体制の強化（実習指導者の育成）

### 9. 法人・事業活動の情報発信 <事業運営の透明性向上・地域福祉の推進>

- ・ HP による活動情報の定期更新、あじさい通信（年4回）の発行、地域住民向け広報誌発行



## 10. 令和4年度 委員会 活動計画

委員会名	開催日程	内 容	構成◎委員長、○サブ ※記録は輪番制
衛生委員会 (労働安全衛生法第18条)	毎月 第3(火) 年12回	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 職員の心身健康の保持増進に関すること</li> <li>▶ 安全で衛生的な労働環境の立案、実施、評価</li> <li>▶ 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること など</li> </ul>	産業医、施設長、事務長、 ◎衛生管理者(事務主任)、 職員代表者(施設CM)、特養介護、 デイ介護、看護師 ○包括W
感染症委員会 (基準省令第27条 第2項第1号)	4・7・10・1 月、他臨時 第2(木) 年4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 感染症対策の実施</li> <li>▶ 感染症予防の啓発(あじさい通信等)</li> <li>▶ BCP策定・PDCA</li> <li>▶ 施設内研修の実施(年2回 7・2月)</li> <li>▶ 感染症(非常時)発生訓練 など</li> <li>▶ 担当者の選出</li> </ul>	施設長又は事務長、 ◎介護課長、 特養・デイ相談員、 ○看護(主任又は副主任)、 特養(主任又は副主任)、 デイ(主任又は副主任) 栄養士、居宅CM、
人所判定委員会 (基準省令第7条 第4項 第5項)	6・9・12・3 月、他臨時 第2(木) 年4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 新規入所申請者の確認</li> <li>▶ 待機者の入所順位などの検討・協議</li> <li>▶ 入所検討 等</li> </ul>	【理事長が任命委嘱】 施設長、◎事務長、○介護課長、 特養相談員、特養CM 看護(主任又は副主任) 特養介護主任、嘱託医、第三者(村 福祉係、評議員)
事故防止対 策委員会 (基準省令第35条 第1項第3号・第 33条)	毎月 第4(木) 年12回	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 安全業務マニュアルの管理</li> <li>▶ ヒヤリハット・事故発生時の分析</li> <li>▶ 事故・苦情発生時の対応及び関係機関報告</li> <li>▶ 再発防止策の検討</li> <li>▶ 施設内研修の実施(年2回 5・12月)</li> <li>▶ 担当者の選出</li> </ul>	施設長又は介護課長、 ○特養・デイ相談員、 ◎特養介護主任、 看護主任又は副主任、 デイ介護主任、栄養士、 機能訓練員(PT)、特養CM
虐待防止・ 身体拘束廃 止委員会 (基準省令第11 号・第35条の2 第1号)	6・9・12・3 月 第1(木) 年4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 身体拘束の実施状況の報告</li> <li>▶ 改善・適正化への取り組み検討</li> <li>▶ 人権擁護(プライバシー、個人情報保護管理)</li> <li>▶ 虐待発生時の対応</li> <li>▶ 虐待防止策の検討</li> <li>▶ 施設内研修の実施(年2回 6・1月)</li> <li>▶ 責任者の選出</li> </ul>	施設長又は介護課長、 特養・デイ相談員、 ◎特養CM、 ○看護主任又は副主任、 デイ介護、特養介護 機能訓練員(PT)、包括W
褥瘡予防対 策委員会	4・6・8・10・12・ 2月第4(月)年 6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 褥瘡発生利用者の確認、対応の検討</li> <li>▶ 褥瘡ハイリスク者への予防計画</li> <li>▶ 内部研修の実施</li> </ul>	介護課長、◎看護、 特養介護、栄養士、 特養CM、○機能訓練員(PT)、
防災委員会 (基準省令第24条 第2項・第26条)	5・8・11・2月 第2(木) 年4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 防災計画の検討及び決定</li> <li>▶ 防災意識の向上、知識の普及</li> <li>▶ 自主点検の実施に関すること</li> <li>▶ 防災訓練の計画および実施</li> <li>▶ BCP策定及び見直し</li> <li>▶ 地域住民・関係機関等の連携体制の強化 (年6回、5・7・9・11・1・3月)</li> </ul>	施設長、事務長、介護課長、 ◎事務主任、 ○特養相談員又はデイ相談員 特養・デイ介護、 看護、栄養士、調理、居宅CM
広報・研修 委員会	5・8・11・2月 第1(木) 年4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 法人各事業実施情報の周知・地域福祉事業啓発</li> <li>▶ 広報誌「あじさい通信」立案、作成、発行 年間4回(4・7・10・1月)発行</li> <li>▶ 事業パンフレットの作成</li> <li>▶ 法人HP・ブログ管理・情報更新</li> <li>▶ 各業務マニュアルの作成、見直し</li> <li>▶ 職員の資質向上を目指した年間研修計画 (施設外・WED)の作成</li> <li>▶ 研修案内・実施管理</li> <li>▶ 施設内研修の企画・運営</li> <li>▶ 新人職員研修(OJT)計画の策定・評価・報告</li> <li>▶ OJT研修プログラムの策定・見直し</li> </ul>	施設長、 事務長又は介護課長、 ◎事務主任、 特養介護、 デイ介護、 調理、 ○包括相談員、 デイ相談員、 特養相談員
給食委員会	4・7・10・1月 第1(木) 年4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 選択食(ムース食など)・食事内容の改善</li> <li>▶ 食事ケア・食事介助におけるマニュアル策定・見直し</li> <li>▶ 嗜好調査の実施・分析報告</li> <li>▶ 衛生管理について</li> </ul>	事務長又は介護課長、看護、 特養介護、デイ介護、 機能訓練(PT)、 ◎栄養士、○調理、包括W
苦情解決 (第三者) 委員会	年2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 苦情解決にむけての助言</li> <li>▶ 苦情受付報告</li> <li>▶ 苦情等の実情確認並びに改善状況の確認</li> </ul>	【理事長が任命委嘱】 施設長、 事務長又は介護課長、 第三者(評議員、民生委員、社協)

## 11. 各種会議等・地域活動 計画

	名 称	開催日	内 容	担 当 者
施設内会議	コア会議	毎月 第3木曜	施設経営・運営等に関わる検討協議	施設長、事務長、介護課長、 看護主任、特養・デイ相談員、 事務主任、特養・デイ介護主 任、栄養士、特養 CM、
	介護課会議	年6回 (偶数月)	特養・デイサービスの質の向上等の検討 協議	施設長、介護課長、看護主任、 特養・デイ介護主任、特養・ デイ相談員、特養 CM、栄養士
	総務課会議	年6回 (奇数月)	事業運営等に関する検討協議	施設長、事務長、事務主任、 居宅 CM、包括職員
	サービス担当者会 議	予定表に 基づき	ケアプランの作成	CM、居室担当、相談員、看 護師、栄養士、PT
	特養介護員会議	毎月 第4 (金)	利用者サービス全般に係る事項検討	特養全介護員職員
	デイ介護員会議	毎月 第1 (金)	利用者サービス全般に係る事項検討	デイ全介護員職員
	調理会議	毎月 第2 (金)	調理サービス等に係る事項検討	調理室全職員
施設外会議	医療連携ケア会議	毎月1回	医療・福祉サービス等の事例検討など	包括職員、島内医療・福祉関 係機関、介護サービス事業所 等
	介護事業所連絡会	年4回	介護・福祉サービス等のニーズ把握や情 報共有など	包括職員、島内医療・福祉関 係機関、介護サービス事業所 等
他	職員個別面談	年2回 (10月、 2月)	人事評価、考課、査定など(自己目標、 職務状況等)の確認、契約更新など	施設長、事務長、各職員
地域交流活動	家族懇談会	10、3月	利用者(特養・在宅)のご家族からの意見 聴取、職員からの連絡調整等	施設長、○相談員、介護主任、 CM、看護師、栄養士、PT、介 護員
	納涼祭 (実行委員会)	5・6・ 7・8・9 月 第1(月)	納涼祭の企画運営、行物品・ボランテ ィア管理	施設長又は事務長、○事務主 任、特養相談員、◎デイ相談 員、デイ介護、特養CM、調 理、栄養士、居宅CM
	敬老会 (実行委員会)	8・9・ 10・11月 第2(月)	敬老会の企画運営、行物品・ボランテ ィア管理	施設長又は事務長、○事務主 任、 ◎特養相談員、デイ相談員、 特養CM、特養介護 機能訓練(PT)、調理、栄養士、
	ホーム喫茶	年2回	ご利用者様と地域ボランティアとの交 流イベント	
	地域来訪	随時	地域ボランティア(演奏、踊りなど)活 動団体の受入	
	施設除草	随時	シルバー人材センター会員による施設 内除草ボランティアの受入	

## 12. 人材育成 研修計画

テーマ	目的	内容	実施回数
介護技術	安心・安全なケアを行い、事故発生やサービス満足度の向上につなげる	移乗動作、腰痛予防、ボディメカニクス、認知症ケア、コミュニケーションスキルなど	年3回
介護報酬加算	取得できる加算への理解を深め、加算取得の実践を行う	看取り加算、褥瘡マネジメント、個別機能訓練加算など	年3回
ICT 機器利活用	ICT利用のメリットを理解した上で、業務改善を図る	LIFE とその目的、業務のムダ、ムラを探す、ICT活用する目的など	年3回
キャリア評価制度	組織で求められる人材を理解し、個人の強みを活かし組織力を高める	キャリアパスの理解、自身のキャリアプラン、福祉職に求められることとキャリアなど	年3回

他、「東京都社会福祉協議会」「東京都福祉保健局」等が実施する研修(個別)に受講、「介護福祉士」「介護支援専門員」「主任介護支援専門員」「社会福祉士」などの福祉資格への支援実施

## 13. 内部研修計画 ※人材育成研修と併用実施も含む

テーマ	目的	内容	実施
虐待防止(権利擁護)	虐待に対する知識の獲得及び権利擁護への理解を深める	虐待チェックリストの実施、振り返り、虐待の種類や対応方法など	年2回 (6・1月)
感染症対策	高齢者施設での感染リスクを理解し、予防強化を図る	感染症発生時の対応訓練や感染症の種別ごとの予防対策など	年2回 (7・2月)
事故防止	ヒヤリハット発見意識を高め、事故未然防止対策を高める	事故発生要因の検証、事故発生時の対応など	年2回 (5・12月)
褥瘡予防	褥瘡予防に必要な知識を深め、予防のための支援を行う	褥瘡発生しやすい要因、褥瘡発生時の対応等	年2回 (4・11月)

## 14. 防災・避難訓練 計画 ※第4月曜日

月	実施訓練	訓練内容
4	防災の心得	消防本部を招聘し、日常の防災心得について、職員及び利用者に対して防災意識の確認及び指導を行う。
5	初期消火訓練及び防災食指導	火災発生時の初期消火訓練、保健所による防災食の指導など
7	非常食炊き出し訓練及び防災備品の点検	非常食の炊き出し訓練と防災備品及び非常食料品の点検確認と補充を行う。
9	心肺蘇生訓練 AED 使用	ダミー人形を使って、心肺蘇生救急法の訓練を行う。AED の正しい使用方法を身につける。
11	夜間防災訓練	特養ホーム入居棟より火災発生を想定し、入居者の避難誘導訓練、消防本部への通報訓練、職員緊急電話連絡網による通報・招集訓練を行う。
1	火災避難訓練	デイサービス実施中にコンセントからの発火で延焼した場合を想定し、避難経路の確保と利用者の安全な避難誘導を行う。
3	図上訓練	防災案内図に基づき消火器及び非常口の確認、避難経路の確保訓練の実施。

# ～ 特別養護老人ホーム あじさいの里 事業計画 ～

【介護老人福祉施設・(介護予防) 短期入所生活介護】

## 1-1. 基本方針 (介護老人福祉施設)

施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭におき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うことにより、入所者がその有する能力に応じて自立した生活を営むことを目指します。

入所者の意思及び人格を尊重し、常にその方の立場に立ち施設サービスを提供するように努めます。

「安らぎ・ふれあい・楽しみ」を感じる場と地域や家庭との結びつきを重視し、三宅村及び関係機関（福祉、医療、保健）の各担当者との連携を深め、適切なサービスが受けられるよう調整を図ります。

## 1-2. 基本方針 ((介護予防) 短期入所生活介護)

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持向上とその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

## 2. 利用者 日課表

3:00	排泄介助	13:00	排泄介助
6:00	起床（カーテン開け・顔拭き・うがい） トイレ誘導、着替え、お茶	14:00	レクリエーション、クラブ活動、 趣味活動
7:00	配茶、おしぼり、手指消毒 朝食準備	15:00	おやつ お茶の時間、テレビ鑑賞、談話
7:30	朝食、配膳、服薬 下膳、口腔ケア、トイレ誘導	15:30	トイレ誘導
8:30	入浴準備（月火水木金土）、検温	16:00	排泄介助
9:00	入浴（月火水木金土） 排泄介助（臥床対応者居室誘導）	17:00	夕食準備、離床、食堂へ誘導、点眼
9:30	入浴準備（水・土）	17:30	夕食 配茶、おしぼり、手指消毒、服薬
10:00	お茶の時間、テレビ鑑賞、読書等 談話、趣味活動	18:00	下膳 口腔ケア
11:00	離床、食堂へ誘導 集団体操	18:30	就寝介助、着替え トイレ誘導、就寝介助、パジャマ更衣、 服薬、点眼等
11:30	口腔体操、おしぼり、手指消毒 昼食準備、配茶		トイレ誘導（適宜）
12:00	昼食 配茶、服薬、点眼	21:00	排泄介助、消灯・就寝
12:40	下膳、口腔ケア、トイレ誘導	00:00	排泄介助、トイレ誘導
			※夜勤体制（2名配置）19:00～6:30 仮眠時間 120分交代制

### 3. 行事計画

#### (1) 季節行事

月	日	行事名	計画
4	上旬	お花見(ドライブ外出)	季節の意識付けを図る(外出行事)
5	5	節句・菖蒲湯	季節の意識付けを図る
	未定	運動会	童心に返り気分転換を図る
7	7	七夕	願い事をし、七夕を祝う
7		午頭天王祭見学	御神輿見学(外出行事)
		富賀大祭見学	富賀大祭見学(外出行事)
8	13	お盆迎え火	季節行事
8	16	お盆送り火	季節行事
8	18	納涼祭	お祭りと地域交流を楽しむ
9	15	敬老会(長寿の祝い)	長寿を皆で祝う
10	未定	敬老の集い (三宅村主催敬老会)	長寿を祝う・地域交流(外出行事)
12	23	ゆず湯	季節の意識付け
12	22	クリスマス会	季節行事
1	1	新年祝賀会	皆で新年を祝う
1	1	初詣(富賀神社)	新年の祈願をする
1	2	船祝い	島の新年行事を楽しむ
1	未定	餅つき大会	家族会の方達との交流
2	3	節分	季節行事
3	3	ひな祭り・お茶会	季節の意識付けを図る

#### (2) 誕生会

毎月第三日曜日に誕生者を発表し誕生日を祝います。

#### (3) 地域交流

地域住民に「あじさいの里」に対する理解を深めていただくために、島内の各種団体との連携を深めるとともに入居者が地域の行事に参加できるようにします。

#### (4) 見学・実習・ボランティア受入

施設利用希望者その他福祉に関心のある団体や個人の見学・実習については、施設への理解を深めていただくためにも随時受け入れます。

# ～ 老人デイサービスセンターあじさいの里 事業計画 ～

【通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業】

## 1. 基本方針

要介護状態等となった場合に、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図り、利用者の生活機能の維持向上とその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。送迎時の事故防止・安全対策の強化・徹底に努めます。

## 2. 利用者 日課表 (サービス提供時間 10時～16時)

8:30	送迎出発 (迎え)	12:00	昼食 配茶・配膳・下膳・服薬
9:45	うがい・手洗い、配茶 連絡帳・内服薬チェック バイタル測定	12:15	口腔清拭、トイレ誘導
10:00	午前の活動	12:30	休憩 (お昼寝、TV 観賞等)
10:35	トイレ誘導、排泄交換、 タオル畳み	13:30	午後の活動 (入浴) トイレ誘導・排泄交換
10:45	リハビリ全体体操	14:50	全体プチ体操
11:15	配茶、トイレ誘導	15:00	レク活動 (カラオケ、脳トレ等)
11:30	朝礼	15:10	配茶、おやつ
11:40	口腔体操	15:30	終礼 (カバン・連絡帳渡し)
12:00	昼食 配茶・配膳・下膳・服薬	16:00	送迎出発 (送り)

## 3. 行事計画

### (1) 季節行事

月	行事内容	備考
4月	花見	家族参加有
5月	遠足・クッキング	
6月	買い物外出他	家族参加有
7月	七夕	
8月	クッキング (納涼祭)	特養合同、納涼祭予算
9月	個別外出	
10月	運動会	
11月	ドライブ	
12月	クリスマス忘年会	
1月	お正月遊び・お茶会	
	新年会	家族参加有
2月	節分	
3月	ドライブ外出・クッキング	

(2) 定例行事

1) 誕生会

毎月誕生日の方を誕生日に近いご利用日に発表し、誕生日を祝います。

(3) 活動内容及び目的

1) クッキング

季節のおやつを利用者に作っていただき、おやつに召し上がっていただくことで季節の意識付けに繋がっていきます。(材料費は個人負担)

2) 手工芸

指先のリハビリの一環として行いますが、事前に参加希望者を聞いてから行います。(材料費は個人負担)

3) 壁画作成

デイサービス前の廊下に季節を彩るような壁画を作成します。皆で作った作品をデイサービス以外の方に見ていただくことで参加の意欲向上に繋がっていきます。

4) カレンダー作成 (個別カレンダー・大カレンダー)

個別カレンダーを作成することで、自分の利用日の把握と月日・曜日の意識付けに繋がっていきます。

5) ゲーム

利用者のADLにあわせたゲームを行うことで、楽しみながら身体を動かす機会を提供していきます。

6) 頭脳ゲーム (頭の体操)

まちがい探し・漢字のよみとり・計算・迷路・穴埋めパズル等、机の上で考えるゲームを行うことで、脳の活性化を図って行きます。

7) 歌の時間 (朝の歌・カラオケ)

懐かしい歌や季節の歌・カラオケでお好きな歌を歌っていただくことで、ストレスの発散・呼吸器の機能訓練に繋がっていきます。

8) リハビリ体操 (全体リハビリ体操)

午前(10:45~11:15)、午後(14:50~15:15)の2回行うことでADLの維持向上に繋がっていきます。

9) その他

書道 (年2~3回)・百人一首・ぬりえ・ビデオ鑑賞等

# ～ 三宅村指定居宅介護支援事業所 事業計画 ～

## 【Ⅰ 基本方針】

介護保険法に基づき、利用者が要介護状態になっても、可能な限り居宅において自分らしい日常生活を営むことができるよう支援を行います。その際、「利用者本位」「自立支援」を基本に、公平・中立な立場に立って、介護サービスを利用することができるようケアプランの作成を行います。

- (1) 利用者主体に基づき、自立支援の観点にたち相談援助を行います。
- (2) 利用者のニーズに対応したきめ細かな満足度の高いサービスが提供されるよう努力します。
- (3) 利用者と家族の方々が安心して在宅での自立生活が継続できるよう、介護保険制度の周知を図り、住民の生活安定と福祉の向上に努めます。

## 【Ⅱ 事業概要】

### 1. センター設置場所及び開設時間

住 所	・ ・ ・ 東京都三宅島三宅村阿古 807-1 特別養護老人ホームあじさいの里施設内
電 話	・ ・ ・ 04994-5-0061
F A X	・ ・ ・ 04994-5-0884
開 設 日	・ ・ ・ 月曜日から土曜日 ※ただし、12/29～1/3 は休業
開設時間	・ ・ ・ 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

### 2. 職員体制

管理者（兼務）	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1 名
介護支援専門員	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1 名
事務員（兼務）	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1 名

## 【Ⅲ 事業内容】

### 1. アセスメント

介護サービスを希望する要介護者に対し、潜在するニーズを探り問題解決に向けた課題分析を行います。

### 2. 契約（内容及び手続の説明及び同意）

介護サービスを希望する要介護者に対し、十分な説明と同意のもと契約を交わします。

### 3. ケアプランの作成

利用者の心身状況や環境を十分把握しながら、本人とその家族の意向を尊重し、必要なサービスを総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、ケアプランを作成します。

サービス担当者会議を経て作成したケアプランを、利用者とその家族に対し説明を行い、同意を頂きます。



#### 4. モニタリング

サービス利用状況の管理・モニタリングによりケアプランの見直し、必要に応じて変更等を行います。

#### 5. 関係機関との連絡調整

ケアプランの実施に向けて、居宅サービス事業者、その他関係機関との連携を図ります。

#### 6. 給付管理業務

在宅サービスの支給限度基準額と居宅サービス事業者におけるサービスの時間と単位数と金額を管理します。

#### 7. 要介護認定の申請に係る援助

利用申込者に対する要介護認定に係る申請(新規・更新)の必要な協力・援助を行います。

#### 8. 福祉用具の購入及び住宅改修に関する相談業務等

- 1) 在宅において福祉用具を利用することによって、入浴・排泄が自立できるよう購入やレンタルの相談業務を行います。
- 2) 在宅で安心して生活できるように、必要に応じて住宅の改修が必要となった場合の相談・助言を行います。

#### 9. カンファレンスの開催

各事業所のサービスが確実に実行されているか、利用者との関係は適切であるか、問題はないか随時情報交換を行います。個別に関係機関を召集してケースカンファレンスを開催し、問題解決を図りサービスの質の向上に努めます。

#### 10. 苦情解決

利用者とその家族からの苦情・不満・指摘などに対し、その解決のため各事業所、三宅村、国保連等への報告を行い、改善に努めます。

#### 11. 事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、必要な措置を講じます。事故の状況及び事故に際し行った処置について経過を記録します。また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### 12. 秘密保持

業務上知りえた個人情報、絶対に秘密を保持します。また、退職後においても同様とします。

#### 13. 介護支援専門員の質の向上（コンプライアンスの遵守）

介護支援専門員は、多様化する介護保険制度を円滑に実施するため、研修会や学習会に積極的に参加し、資質向上に努めます。

# ～ 三宅村地域包括支援センター 事業計画 ～

## 【Ⅰ 基本方針】

「三宅村介護保険事業計画」「三宅村地域包括支援センター運営要綱」に基づき、介護・医療・予防・住まい・生活支援サービス等が切れ目なく提供されるよう「地域包括ケアシステム」（地域全体で支えていく仕組み）の推進を図り、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

また、多様化する地域ニーズの実態把握に努め、各種保険・医療・福祉サービスが総合的・継続的に受けられるよう三宅村等の関係行政機関やサービス実施機関等、島内外含め連携・連絡調整等を図ります。

ほか、地域で暮らす高齢者を中心に児童・障がいを持った方々など全ての住民が住み慣れた地域で安心・安全にいきいきと健康で暮らし続けられる地域共生社会づくりへの取り組みを推進します。

## 【Ⅱ 事業概要】

### 1. センター設置場所及び開設時間

住 所	・ ・ ・ 東京都三宅島三宅村阿古 807-1 特別養護老人ホームあじさいの里施設内
電 話	・ ・ ・ 04994-5-1832
F A X	・ ・ ・ 04994-5-0884
開 設 日	・ ・ ・ 月曜日から土曜日 ※ただし、12/29～1/3 は休業
開設時間	・ ・ ・ 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

### 2. 職員体制

センター長（兼務）	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1 名
保健師又は経験のある看護師	・ ・ ・ 1 名
介護支援専門員	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1 名
事務員（兼務）	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1 名

## 【Ⅲ 各事業の実施内容】

### 1. 高齢者の総合相談支援業務

高齢者の困ったことや必要なサービスや制度の紹介を行い、高齢者の各種相談に幅広く対応します。

介護保険の申請代行等の支援・住宅改修相談・福祉用具購入相談・三宅村見守り事業や配食サービス、通院送迎サービスの利用相談など
---

## 2. 虐待防止を含む権利擁護業務

### (1) 成年後見制度の活用促進

三宅島社会福祉協議会と協力連携し、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知を行います。

### (2) 高齢者虐待への対応及び防止

地域の身近な相談機関として、高齢者虐待の早期発見や防止に向けた支援を行います。

## 3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域・関係機関とのネットワーク構築）

### (1) 医療連携ケア会議の開催

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関、在宅介護事業者や介護施設等で「医療連携ケア会議」を月1回開催し、地域における多職種相互の協働等による体制を構築するとともに、介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。

### (2) 介護保険事業所連絡会の開催

介護保険制度では、保険・医療・福祉の連携による適切なサービスの提供が求められています。島内の指定事業者や施設、関係機関等が相互に介護保険及び福祉サービスに関する情報を共有し、介護・福祉サービスの向上を目的に「介護保険事業所連絡会」を年4回（4月・7月・10月・1月予定）開催します。

### (3) 島しょ地域介護支援専門員による事例検討会開催の検討

各地域の介護支援専門員が抱える困難事例等や地域サービス課題等の相互の情報交換や指導・助言等を行うなど専門職としての問題解決能力を高める機会の場を検討します。

## 4. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

### (1) 介護予防ケアプラン及び介護予防ケアマネジメント事業

要介護認定者（要支援1または要支援2）へ介護予防ケアプランの作成を行います。他、要支援者または要介護認定の申請代行を行います。

### (2) 介護予防活動の推進

三宅村が実施する介護予防事業への協力や各地区老人会やサロン等の地域活動に積極的に参画し、介護予防活動の推進を行います。

また、日々の相談支援及び関係機関・団体等との連携により得た情報を活用し、閉じこもり等の支援を要する人を早期に把握し、介護予防活動へつなげます。

## 5. 認知症対策の推進

### (1) 認知症に対する理解の普及・啓発

各地区老人会やサロンへの訪問や法人広報誌等を活用し、地域住民の方に対して認知症の方の初期症状等や関わり方など認知症への理解を深めます。認知症サポーター養成（オレンジリング）の推進を検討します。

### (2) 認知症に関する医療と介護の連携推進

認知症の疑い等ある方やその家族に対し、早期に医療や必要なサービス機関につなげ、住み慣れた地域で生活し続けられるよう効果的な支援を行います。

## 6. 任意事業等への協力

在宅高齢者および心身障がい者等の配食サービス事業、三宅村見守り事業 など

## 7. その他関連する業務会議等への協力、研修会への参加

### (1) 会議等への出席

三宅村地域包括支援センター運営協議会、三宅村民生児童委員協議会、三宅村見守り推進会議、地区連絡会議等

### (2) 専門性の質を高めるため地域包括支援センター運営に係る研修会への参加

### (3) 地域共生社会の実現に向けた会議等への参加、協力

## ～ 法人資料 編 ～

### 【建物の構造・面積・工事費】

(1) 特別養護老人ホームあじさいの里

敷地面積	9,606.00 m <sup>2</sup>
土地価格	121,207,200円
規模・構造	鉄筋コンクリート平屋建
(内訳) 特別養護老人ホーム	2,465.55 m <sup>2</sup>
老人短期入所施設併設	1,739.60 m <sup>2</sup>
老人短期入所施設併設	特養50名・短期入所5名
個室	5室、2名室:5室、4名室:10室 計:55名、20室
高齢者在宅サービスセンター	903.90 m <sup>2</sup>
第1職員宿舎	鉄筋コンクリート造3階建
第1職員宿舎	593.76 m <sup>2</sup>
第1職員宿舎	単身用:8戸、世帯用:4戸
建設費	1,393,200,000円
建設着工	平成4年12月9日
竣工	平成6年2月25日
設計・工事管理	平成4年12月9日

(2) 第2職員宿舎

敷地面積	1,825.00 m <sup>2</sup>
土地価格	14,462,400円
規模・構造	鉄筋コンクリート平屋建・単身用7戸(1LK)
建設費	187.66 m <sup>2</sup>
建設費	75,131,000円

(3) 車輜格納庫(財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成金事業)

敷地面積	1,464.00 m <sup>2</sup>
規模・構造	鉄骨スレート葺き平屋建て
建設費	96.86 m <sup>2</sup>
建設費	9,650,000円

### 【あじさいの里災害復旧整備等】

- ・平成17年4月:現既存施設にて再開を理事会にて決定する。
- ・平成17年9月:災害査定協議開始 村、東京都
- ・平成18年4月:国・東京都の災害査定を受ける
- ・平成18年4月:特別養護老人ホームあじさいの里災害復旧施工管理業務委託契約
  - 1) 契約締結先:株式会社 マルタ設計
  - 2) 契約金額:16,380,000円
- ・平成18年8月:特別養護老人ホームあじさいの里災害復旧工事請負契約
  - 1) 契約締結先:立石・音丸建設共同企業体
  - 2) 契約金額:654,240,000円(追加工事含む)
  - 3) 工期:平成18年8月26日～平成19年3月20日

<事業費の内訳:財源内訳>

1) 国庫負担(補助)金	304,563,000円
2) 都庫負担(補助)金	152,281,000円
3) 村庫負担(補助)金	153,001,000円
4) 独立行政法人 福祉医療機構借入金(村償還払い)	70,000,000円
計	679,845,000円

## 【法人沿革】

- ・平成03年04月 特別養護老人ホーム建設に係わる基本方針の策定
- ・平成04年11月 特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンター新築工事着手
- ・平成05年03月 社会福祉法人三宅島あじさいの会設立、認可
- ・平成06年02月 池田素比古理事長退任・中里誠一理事長就任
- ・平成06年02月 特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンター新築工事竣工
- ・平成06年03月 特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンター事業認可
- ・平成06年04月 特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンター運営開始
- ・平成07年09月 台風12号接近により施設設備等の被害を受ける
- ・平成08年03月 施設内非常用電気設備機器整備
- ・平成10年03月 特別養護老人ホームあじさいの里第2職員宿舎建設（単身用7戸）
- ・平成11年04月 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）受託運営
- ・平成12年03月 特別養護老人ホーム 車輛格納庫格納庫設置
- ・平成12年04月 介護保険法による「特別養護老人ホーム他」事業認可  
三宅村指定居宅介護支援事業所事業認可 設置運営開始
- ・平成12年06月 気象庁による「三宅島雄山臨時火山情報・噴火の可能性を告知」  
特別養護老人ホーム入所者及び職員に避難命令発令により、三宅勤労  
福祉会館に避難する。29日避難解除、翌30日帰園
- ・平成12年08月 噴火・地震が激しく利用者の安全確保のため、島外避難を三宅村・東京  
都・関係機関に要望
- ・平成12年09月 特別養護老人ホーム利用者及び職員島外避難  
利用者49名 22施設に避難入所
- ・平成12年09月 東京都港区海岸1-4-7島嶼会館内に仮事務所を開設
- ・平成14年01月 三宅村支援センターを武蔵村山アパート及び東久留米西団地内に設置  
開設
- ・平成15年04月 三宅村支援センターを八王子市南大沢・江戸川区小松川団地内に設置  
開設
- ・平成16年05月 天皇皇后両陛下・北区桐ヶ丘支援センターをご行幸啓される。
- ・平成16年06月 中里誠一理事長死去により理事長退任・村上孝理事長就任
- ・平成17年02月 三宅島噴火災害避難指示が解除され、島民帰島開始
- ・平成17年03月 東京都港区海岸1-4-7島嶼会館内に東京仮事務所を閉鎖
- ・平成17年04月 三宅村支援センター武蔵村山事業所他（5ヶ所）を閉鎖
- ・平成17年04月 東京都三宅島三宅村坪田3053番地（旧坪田保育園）にて、「通所介  
護・老人短期入所生活介護・指定居宅介護支援・在宅介護支援センター」  
事業所を開設する。
- ・平成18年03月 天皇皇后両陛下・ご行幸啓「高齢者在宅サービス支援センター」をご行  
幸啓される。
- ・平成18年03月 特別養護老人ホームあじさいの里災害復旧査定協議書を都知事に提出
- ・平成18年04月 特別養護老人ホームあじさいの里災害復旧の災害査定を受ける。
- ・平成18年08月 特別養護老人ホームあじさいの里災害復旧工事入札を行う。
- ・平成19年03月 特別養護老人ホームあじさいの里災害復旧工事竣工
- ・平成19年03月 老人居宅介護等事業（訪問介護・訪問入浴事業所）休業届を提出
- ・平成19年04月 本部事務所を東京都三宅島三宅村阿古807番地1へ移転
- ・平成19年04月 特別養護老人ホームあじさいの里再開（4/1）  
三宅村地域包括支援センター受託事業開始
- ・平成21年02月 中央診療所入院患者等配食サービス及び高齢者配食サービス事業開始
- ・平成21年05月 村上孝理事長退任・鈴木勇理事長就任
- ・平成25年05月 鈴木勇理事長退任・有馬正美理事長就任
- ・平成29年05月 有馬正美理事長退任・平松一成理事長就任
- ・平成30年12月 平松一成理事長退任・津村一理事長就任
- ・令和元年10月 大規模改修工事竣工
- ・令和02年07月 津村一理事長退任・長谷川靖子就任
- ・令和03年06月 長谷川靖子理事長重任